

平成22年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成22年3月8日 午前10時00分 開会
午後 2時33分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	大 武 勇 吉
企 画 部 長	森 川 重 裕	市 民 生 活 部 長	安 川 登
都 市 産 業 部 長	石 田 勝 朗	保 健 福 祉 部 長	花 井 義 明
教 育 部 長	高 木 久 雄	水 道 局 長	正 田 貴 一
消 防 長	中 島 克 比 虎	会 計 管 理 者	森 田 源 千 代

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	中 嶋 卓 也
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 5番 朝 岡 佐一郎 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 議席の変更について
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 会期の決定について

日程第4	報第1号	葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第5	議第1号	葛城市認可地縁団体印鑑条例を制定することについて
日程第6	議第2号	葛城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定することについて
日程第7	議第3号	国営十津川紀の川二期事業費償還基金条例を制定することについて
日程第8	議第4号	葛城市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについて
日程第9	議第5号	葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
日程第10	議第6号	葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて
日程第11	議第7号	葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
日程第12	議第8号	葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
日程第13	議第9号	葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
日程第14	議第10号	葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて
日程第15	議第11号	葛城市火災予防条例の一部を改正することについて
日程第16	議第12号	平成21年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
日程第17	議第13号	平成21年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
日程第18	議第14号	平成21年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について
日程第19	議第15号	平成21年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
日程第20	議第16号	平成21年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
日程第21	議第17号	平成21年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
日程第22	議第18号	平成22年度葛城市一般会計予算の議決について
日程第23	議第19号	平成22年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
日程第24	議第20号	平成22年度葛城市老人保健特別会計予算の議決について
日程第25	議第21号	平成22年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
日程第26	議第22号	平成22年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について

- 日程第27 議第23号 平成22年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第28 議第24号 平成22年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第29 議第25号 平成22年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第30 議第26号 平成22年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第31 議第27号 平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第32 議第28号 平成22年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

下村議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成22年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日、平成22年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には平成22年度予算を初め多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようよろしくお願い申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第4から日程第32までの29議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から、定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご了承お願いいたします。

また、総務文教常任委員会、都市産業常任委員会及び議会運営委員会から、2月に実施されました視察研修について、議長あてに報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、今回提出されました意見書案等につきましては、お手元に配付の会議日程の欄外に記載しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで山下市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

山下市長 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、私から一言ごあいさつを申し上げます。本日、ここに平成22年第1回葛城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会につきましては、条例の制定及び改正、また平成22年度一般会計及び特別会計予算など、29議案の案件につきましてご審議をお願いするものでございます。その中でも、平成22年度予算につきましては、私が市長就任2年目の予算編成となったところでございますが、市長としての責任の重大さと使命の重さというものをひしひしと感じながら、また、置かれている葛城市の財政状況も考慮しながら、市民の皆様の立場に立った施策の実現に向けた予算の編成を行ったところでございます。

なお、私の考えや思いについては、平成22年度施政方針において述べさせていただきたいと存じます。

何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、簡単でございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

下村議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議席の変更について。

本定例会より、一般質問時における質問席を設けております。その都合により、ただいま

ご着席の議席に変更いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、朝岡佐一郎君、12番、赤井佐太郎君を指名いたします。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

14番、寺田君。

寺田議会運営委員長 平成22年第1回葛城市議会定例会の開催に当たりまして、去る3月1日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

まず初めに、議事日程及び審議方法でございます。

まず、日程第4、報第1号議案につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受け、質疑のみを行います。

次に、市長から、平成22年度の施政方針でございます。

続きまして、日程第5、議第1号から日程第15、議第11号までの条例の制定及び一部改正11議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会に審査を付託いたします。なお、総務文教常任委員会には議第1号、議第2号、議第5号から議第9号、そして議第11号の合計8議案を、民生水道常任委員会には議第10号、都市産業常任委員会には議第3号、議第4号の2議案をそれぞれ付託いたします。

次に、日程第16、議第12号から日程第21、議第17号までの補正予算6議案につきましても、一括上程し、その内容説明を受け、一括質疑まで行い、各常任委員会に審査を付託いたします。総務文教常任委員会には議第12号、議第16号の2議案を、民生水道常任委員会には議第13号、議第14号、そして議第17号の3議案を、都市産業常任委員会には議第15号議案をそれぞれ付託いたします。

次に、日程第22、議第18号から日程第32、議第28号までの新年度予算11議案につきましては、一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。

なお、委員会の定数は9名とし、委員は各常任委員会より3名ずつ選出をお願いいたします。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月8日から25日までの18日間とし、9日午前9時30分から総務文教常任委員会、10日午前9時30分から民生水道常任委員会、11日午前9時30分から都市産業常任委員会、12、15、16日午前9時30分から予算特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。17、18、19日は予備日といたします。23日午前10時から本会議を開催し、各委員会に付託されました議案につきまして、委員長より審査結果についての報告をお願いし、質疑、討論の後、採決、

一般質問を行います。24日午前10時から本会議を再開し、引き続き一般質問を行います。そして、25日を予備日といたします。

次に、意見書案等につきましては、お手元に配付のとおり、3件の提出がございました。それぞれ所管においてご協議をお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございますが、通告期限であります本日午後5時までに通告書を議長へ提出お願いいたしたいと思っております。制限時間は質疑、答弁を含めまして1人60分といたします。

なお、先ほど議長からもありましたとおり、本定例会より質問席を設けておりますので、質問者におかれましては、1回目の質疑のみを登壇いただき、2回目以降は質問席から質疑をしていただきたいと思います。理事者側の答弁につきましては、従来どおり1回目のみ登壇いただき、2回目は自席で答弁をいただきます。

以上でございます。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。報告を終わります。

下村議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日3月8日から25日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日3月8日から25日までの18日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

これより議案審議に移ります。

日程第4、報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。本件につき、提出者の説明を求めます。

副市長。

杉岡副市長 おはようございます。

それでは、ただいま日程第4、報第1号で上程いただきました葛城市土地開発公社の経営状況の報告につきまして、お手元の平成22年度葛城市土地開発公社の予算書によりましてご説明申し上げます。

それでは、予算書の4ページの方をお開きいただきたいと思います。

平成22年度葛城市土地開発公社の事業計画でございます。

まず、取得事業の明細では、新庄駅前通り線街路事業用地につきましては、19筆、741.24平米、補償11件でございます、合計1億2,524万円でございます。地方特定道路整備事業用地では、土地4筆、81.79平米でございます、818万円でございます。柿本・笛堂地内道路

改良事業用地では、土地24筆、1,599.80平方メートル、補償4件で、合計5,435万円でございます。その他、公有地の取得事業費で5,000万円の枠どりを計上いたしまして、合計2億3,777万円でございます。

次に、売却事業の明細でございます。

新庄駅前通り線街路事業用地では、土地20筆で807.86平方メートル、補償12件でございます。土地の売却原価は1億5,424万円、土地の売却収益は1億5,578万円でございます。地方特定道路整備事業用地では、土地4筆、81.79平方メートルでございます。土地の売却原価は835万円、土地の売却収益は843万円でございます。柿本・笛堂地内道路改良事業用地では、土地25筆、1,750.64平方メートル、補償4件でございます。土地の売却原価は6,022万円、土地の売却収益は6,082万円でございます。

以上、合計では49筆、2,640.29平方メートル、補償16件でございます。土地の売却原価は2億2,281万円、土地の売却収益は2億2,503万円でございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思っております。

平成22年度の葛城市土地開発公社の資金計画でございます。受け入れ資金のうち、前期繰越資金が9,493万6,000円、公有地取得事業収益が2億2,503万円、事業外収益が17万円、借入金で2億5,777万円、合計5億7,790万6,000円でございます。支払資金では、公有地取得事業費が2億5,777万円、一般管理費が37万円、借入金償還金が2億2,281万円、翌年度繰越資金が9,695万6,000円で、合計5億7,790万6,000円となっております。

次に、6ページの方に移らせていただきます。

平成22年度葛城市土地開発公社予定損益計算書でございます。平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間でございます。

事業収益。公有地取得事業収益では2億2,503万円、事業原価の公有地取得事業原価が2億2,281万円、事業総収益が222万円でございます。

次に、一般管理費の事業損失では37万円、事業外収益の受け取り利息で2万円、雑収益で15万円、合計17万円でございます。経常利益は202万円、当期の純利益につきましても同額でございます。

次に、7ページに移らせていただきます。

平成22年度葛城市土地開発公社の予定貸借対照表でございます。

まず、資産の部から説明いたします。

流動資産の現金及び預金は989万6,000円、公有用地で5,000万円、代行用地で5億8,107万円、流動資産合計につきまして6億4,096万6,000円でございます。資産の合計につきましても同額でございます。

次に、負債の部でございます。

流動負債。借入金5億3,901万円、未払い金はゼロでございます。流動負債合計及び負債の合計も同額の5億3,901万円でございます。

次に、資本の部でございます。

資本金。基本財産といたしまして500万円、準備金の前期繰越準備金では9,493万6,000円、

当期の純利益は202万円、準備金の合計は9,695万6,000円でございます。資本合計につきましては1億195万6,000円で、負債資本合計につきましては6億4,096万6,000円でございます。

次に、8ページの方に移らせていただきます。

収益的収入及び支出の予算の説明書でございます。

まず収入の部でございますが、事業収益で、公有地売却収益が2億2,503万円、事業外収益の受け取り利息が2万円、雑収益が15万円、合計で2億2,520万円でございます。

9ページの方をごらんください。

支出の事業原価、公有地売却原価につきましては、2億2,281万円でございます。

次に、一般管理費の経費のうち、需用費で5万円、委託料で3万円、負担金で2万円、一般管理費の合計が37万円で、支出合計は2億2,318万円でございます。

次に、10ページの方に移らせていただきます。

資本的収入及び支出の予算説明書でございます。

まず、収入でございますが、資本的収入の借入金が2億5,777万円、合計も同額の2億5,777万円でございます。

次に、11ページの方に移らせていただきます。

次に、支出でございます。資本的支出のうち、公有地取得事業費では2億5,777万円、借入金の償還金では2億2,281万円、支出合計が4億8,058万円でございます。

次に、恐れ入ります、2ページの方までお戻りいただきたいと思います。

第1表の収益的収入及び支出の予算では、まず収入では、事業収益、公有地の売却収益で2億2,503万円、事業外収益の受け取り利息で2万円、雑収益で15万円、合計2億2,520万円でございます。

次に、支出でございます。事業原価、公有地売却原価では2億2,281万円、一般管理費の経費では37万円、合計2億2,318万円でございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

第2表の資本的収入及び支出予算では、まず収入では、資本金の借入金で2億5,777万円、合計も同額の2億5,777万円でございます。

次に、支出でございます。資本的支出では、公有地の取得事業費で2億5,777万円、借入金の償還金で2億2,281万円、支出合計では4億8,058万円でございます。

次に、1ページの方にお戻りいただきたいと思います。

第1条では、平成22年度葛城市土地開発公社の予算は、次の定めるところによりまして、第2条の収益的収入及び支出でございますが、収益的収入では2億2,520万円、収益的支出では2億2,318万円でございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出の予算額は、資本的収入では2億5,777万円、資本的支出では4億8,058万円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する2億2,281万円につきましては、事業勘定留保資金をもって充てることといたしております。

次に、第4条でございます。借入金ではございますが、その限度額を35億円と定めさせていただきます。

以上で、葛城市土地開発公社の経営状況の報告を終わらせていただきます。よろしくお願
い申し上げます。

下村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18番、白石議員。

白石議員 ただいま杉岡理事長から地方自治法第243条の3、第2項の規定により報告されています、
報第1号の平成22年度葛城市土地開発公社予算書について、若干の質疑を行っておきたいと
思います。

平成22年度の土地開発公社予算、第1表、収益的収入及び支出予算、第2表の資本的収入
及び支出予算並びに附属書類等は報告のとおり妥当なものと考えますが、懸案になっていま
す保有資産のうち、5年以上保有されている土地の処分、活用、さらに公社経営の健全化に
ついて平成22年度はどのように取り組まれるか、お伺いをしてまいりたいと思います。

まず、5年以上保有し土地が活用されている多目的広場用地、寺口集会所駐車場用地、さ
らに、未活用である寺口、中戸の公園・緑地整備事業用地、南花内県道御所・香芝線用地、
南花内県道寺口・北花内線南都銀行跡地の公共用地などの処分、活用の見通しについて説明
を求めたい、このように思います。

次に、5年以上保有している土地の簿価及び時価の総額についてであります。

簿価については、平成18年度末で3億5,597万円、平成19年度末で2億9,711万円と聞いて
おります。直近の簿価並びに時価はどうなっているのでしょうか、お伺いをしておきたいと思
います。

以上です。

下村議長 副市長。

杉岡副市長 大変経営状況に関しますご心配をいただいております保有資産の処分と活用について
のご質問であるわけでございます。

2点ご質問いただいた中で、まず2点目の現在保有しております簿価総額と時価総額、そ
れをどのように把握しているかという質問にお答えさせていただきたいと思います。

過日、2月19日でございます、理事会を開催させていただきました、前年度より引き継ぎ
させていただいております現在利用計画がありながらなかなか現実に向かわない物件、また
既に駐車場用地等使用されている土地、この物件につきまして精査をさせていただき、現地
も、それぞれ理事が現地に出向きまして踏査をしておったわけでございます。

その中で、現在、そのような土地自身が38筆、地積にいたしまして2万5,271.91平米。取
得原価につきましては、4億3,018万2,507円。平成21年度の末の見込みでございます。簿価
につきましては、5億4,111万2,523円ということでございまして、現在、時価でございます
けれども、なかなかこの時価の推定につきましては難しいものがあるわけございまして、
まず固定資産の路線価、評価額等々を参酌いたしまして、時価等は約3億4,500万円と評価を
させていただいておりますわけございまして、その差額につきましては、約1億9,000万円程度
が差額として存在しておるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

さて、この土地の2点目でございます、土地の活用、処分ということは、本来ならば市の方で早く事業を進めまして活用するのが本来の目的であるわけでございますが、しかしながら、先ほど申しておりますように、直近でなかなか事業化を進めるためには適当な補助金等が見つからない。また、既に利用が決まっている土地の取り扱いについてはございます。

幸いにして、一般会計の財源の及ばない範囲の中で、現在、葛城市におきましては、土地開発基金と同種の目的を持ちました基金が今現在平成20年度末で2億3,727万3,000円ほど保有しております。また、旧當麻地区におきましては、その土地開発基金の中で以前開発公社から振りかえさせていただいて保有しております土地が6筆で1億5,223万7,000円ほどの簿価が現在保有させていただいておるわけでございます。

そのような観点から、当面事業が見込めない部分につきましては、その利用実態等を精査いたしまして、その基金の方の中に振りかえる。まずそれが1点、方法としてあるんじゃないかというふうに思います。

また、既に駐車場等利用が始まっている部分につきましては、この土地開発基金の一部を取り崩しさせていただきまして、その事業目的に一般会計の方で買わせていただくというふうなことも今現在検討しておるところでございます。

何分、今後の補助事業のあり方等、まだまだ見きわめられない部分があるわけでございますが、平成22年度におきまして何らかの決断をすべきものだというふうに考えております。

以上でございます。

下村議長 18番、白石議員。

白石議員 杉岡理事長の方からご答弁がありました。現状を見てもみますと、10年未満で5年以上保有されている土地でありますけれども、そのうち、駐車場等で活用されている土地が多目的広場用地、文化会館駐車場用地、寺口集会所駐車場用地などがございます。未活用の用地については、公園・緑地整備事業用地、これはいわゆる中戸、寺口のお城がある周辺の土地でございます。さらに、10年以上保有している土地、いわゆる塩漬けと言われる土地でありますけれども、これについては、南都銀行跡地の公共施設用地、県道御所・香芝線用地、県道寺口・北花内線用地が残っております。

これらについて、今、理事長は、活用されている土地についてもなかなか補助金等が見つからない、いわゆる財源が確保できないというふうなことで、2つのプランを提案いただきました。1つは、土地開発基金、これに振りかえて土地開発公社の負担を軽減する、こういう案。さらに、実際に利用されているそういう用地については、この土地開発基金を取り崩して買い取ってもらうということでもあります。これらの点については、これまでの議論の中で問題をどう解決していくかということで手詰まり状態にあったわけでもありますけれども、一定のベターとは言えないけれども、改善策ではないのかというふうに思いますし、また、平成22年度で、これらの件について理事長として開発公社として決断をもって取り組んでいきたいという表明もあったことも含めて、一定評価できるのではないかと、このように思います。

しかし、5年以上保有している土地の簿価及び時価の総額については、新たに5年以上の保有する用地になってきている寺口集会所用地、あるいは公園・緑地整備事業用地等が入っ

てきております。そういう点で、簿価が非常に大幅に大きくなってきていると。それに対して、時価が3億4,500万円という形で、差額も1億9,000万円と大きくなっていないか、このように思います。経営状況は決して楽観できない、こういうふう認識されるべきではないのかというふうに思います。

そういう点で、私は、理事長が決断をもって、この開発公社の5年以上、とりわけ10年以上保有している塩漬け用地の解決を図って経営の健全化に努められることを改めて求めて、私の質疑を終わっておきたい、このように思います。

以上です。

下村議長 答弁はよろしいですね。

白石議員 はい、結構です。

下村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は、法の規定により、報告のみでございますので、ご了承お願いいたします。

ここで、市長より、平成22年度の施政方針を受けます。

山下市長。

山下市長 ただいまから、平成22年度の葛城市の私の施政の方針につきまして述べさせていただきます。

平成22年度まちづくり施策についてということでございます。

本日、平成22年第1回葛城市議会定例会を招集申し上げましたところ、皆様にはご参集を賜りまして、新年度当初予算案を初め、市政における重要案件につきましてご審議いただきますこと、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開会に当たり、諸議案のご審議をお願いするに先立ちまして、まず市政運営に関します私の所信を申し述べ、改めまして議員の皆様並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年度は、私にとりまして初めての当初予算編成を行った年度であり、非常に厳しい財政状況の中での予算編成となりました。市長としての責任の大きさと課せられた使命の重さを改めてかみ締めながら、健全な財政運営を常に視野に入れ、限られた財源の効率的な活用に努め、施策の実現に取り組むことに重点を置きました。

本年は、市長就任2年目に当たりますが、引き続き、明るい葛城市づくりのための5カ条プランの実現に向け、市民の皆様の立場に立った施策を展開してまいり所存でございます。

また、就任以来、市民の皆様のお声を直接お聞きするタウンミーティングを初め、対話集会等に参加させていただくなど、あらゆる機会を見つけて、できる限り多くの方々とふれあい、直接お話することを心がけてまいりました。参加された方々からは、その都度、大変貴重なご意見、ご要望をいただき、葛城市をよりよいまちにと願う市民の皆様のご熱い思いと葛城市への愛着の深さがひしひしと感じられ、市長としての職責の重さを一層実感いたしますとともに、新しい葛城市の実現に向け、決意も新たに意を強くしたところでございます。

さて、経済状況に目を移しますと、百年に一度と言われる世界的な経済危機が今なお続いており、明確な回復基調が見えない状況にあります。日本経済の活動につきましても、依然として力強さを欠いており、平成22年度の国内総生産の実質成長率は1.4%程度と、3年ぶりのプラス成長とはなるものの、低成長にとどまるであろうと見込まれております。

このような状況のもと、国においては、政権交代がなされ、新内閣が発足し、中央集権から地域主権への移行及び確立という公約の実現に向けて、本年はさまざまな動きが起こることが予想されます。現時点では、その影響が未知数であり、想定できないところではありますが、地方財政への影響が懸念される施策も掲げられていることから、特に政権交代による施策の動向に十分に注視していく必要があります。

本市の財政運営を行う上で貴重な財源となる普通会計における積立基金の残高は、平成20年度末では18億1,400万円余りとなり、平成21年度においても経常経費に充当する一般財源額が減少することが予想され、基金の取り崩しによる決算対応を余儀なくされている状況であると見込まれます。景気低迷に伴い、今後においても、歳入面では自主財源の柱とも言うべき市税収入の減額が予想され、また、地方交付税においても大幅な増額は期待できず、歳入における一般財源の安定的な確保は非常に困難な状況にあります。一方、歳出面では、医療費等を初めとする扶助費、各特別会計への繰出金、新市建設計画に伴う普通建設事業費等において著しい増加が見込まれ、本市の財政構造は弾力性が失われつつあり、厳しい財政運営が強いられていくことが予測される場所と見られます。

このような情勢の中で、昨年度に引き続き、いま一度原点に立ち返り、葛城市の基礎体力を測定すべく、全事業の見直しを行い、住民サービスの向上を原則としながら、必要不可欠なサービスを骨格として、重複する事業を統合、整理いたします。その一方で、継続する意味を見出せないものについては、廃止もやむなしの覚悟で臨み、新たな行政需要にもこたえられる健全なまちづくりを目指し、明るい葛城市の未来へつなげてまいりたく、予算編成作業に着手してまいりました。

それでは、私が就任以来掲げております明るい葛城市づくりの5カ条プランの観点から、本年度の主要施策の概要を申し上げます。

第1に、市民の皆様と一緒に取り組む新しいまちづくり。

市民の安全の確保ということで、まず青色防犯パトロールにつきましては、高田地区安全推進委員の皆様のご協力のもと、引き続き実施をしております。交通安全につきましても、交通安全母の会や交通対策協議会等の皆様のご協力、並びに交通指導員の配置によるご指導、啓発等により、安全の確保に努めてまいります。

また、昨年7月の奈良県道路交通法施行細則の一部改正により、安全基準に適合した自転車に限り、幼児を2人まで同乗させることができるように定められました。そこで、この安全基準に適合した自転車の購入に要する経費について、新たに補助事業を実施してまいります。

次に、防犯灯の設置補助につきましては、昨年度に引き続き実施し、安全なまちづくりを進めてまいります。

次に、自然災害や火災等への安全性の向上ということでございますが、まず市民の皆様を対象とした防災訓練や本市の職員を対象とした防災対応訓練を昨年度に引き続き実施してまいります。

次に、一般木造住宅の耐震化につきましても、昨年度に引き続き、耐震診断支援事業や耐震改修工事助成事業を実施し、自然災害の発生に備えたまちづくりに努めてまいります。

次に、住宅火災の予防強化を図るため、高齢者宅への防火訪問、事業所、自治会、学校等での防火指導及び防火教育を実施するとともに、住宅用火災警報器の設置推進活動を引き続き推進してまいります。

また、自主防犯組織及び各大字を中心とした地域の消防防災訓練を実施し、本年度は、消防指令装置システム及び消防団第3分団の普通消防ポンプ自動車1台を更新し、出動体制及び消防力の充実強化を図ってまいります。

次に、市民生活の安心感の向上でございますが、まず、架空請求、悪徳商法等の苦情相談に対応するための消費者相談窓口につきましては、相談回数を毎月3回から本年度より毎週1回に増やし、消費者トラブルの拡大防止に努めてまいります。

また、若年者への就職支援として、就業に関する無料相談も実施いたします。

次に、無料法律相談につきましては、複雑化する社会情勢に伴い相談件数も増加しておりますが、本年度も引き続き、新庄庁舎と當麻文化会館におきまして、弁護士による無料法律相談所を毎月1回ずつ開設いたします。あわせて、奈良県弁護士会の中南和法律相談センターもご利用いただき、市民の皆様の不安や心配ごとの解消に努めてまいります。

続きまして、快適な生活環境の保全でございます。

まず、本市の美しいまちづくりと生活環境を保全するため、違反簡易広告物追放推進団体等による違反広告物の張り紙、張り札等の除去活動や市内一斉清掃等の推進、不法投棄の監視体制の強化につきましては、環境委員を初め、市民の皆様のご協力をいただきながら実施してまいります。

また、産業廃棄物を取り扱う事業者に対し、葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例に基づき、産業廃棄物の適切な処理の指導を実施いたします。

次に、地域新エネルギービジョンにつきましては、公共施設等へのクリーンエネルギー導入の可能性を検討してまいります。

また、バイオマス資源の活用といたしましては、葛城市バイオマスタウン構想を指針として、さらなるごみの減量化、資源化を図り、循環型社会の構築と低炭素社会への移行に向け、関係諸団体と協働して取り組んでまいります。

また、新クリーンセンターの建設につきましては、循環型社会の構築と低炭素社会への転換を踏まえた排出ごみの適正処理施設の建設が重要であり、早期実現に向け、環境影響調査等を実施いたします。

あわせて、分別収集の促進、ごみの減量化、資源化の施策として、生ごみ処理機購入補助制度を初め、生ごみを堆肥化するおひさま堆肥モニター制度の拡充、再生資源集団回収助成制度の施策も引き続き実施してまいります。

次に、下水道事業につきましては、本年度も、管渠布設工事による面整備を推進するとともに、水洗化率の向上に努めてまいります。

続いて、日常生活の利便性の向上でございますが、まず、新庄駅前通り線整備事業につきましては、関係者のご理解とご協力をいただきながら、本年度の完成を目指して積極的に取り組んでまいります。

次に、JR大和新庄駅周辺地域における都市再生整備計画につきましても、関係者のご理解とご協力をいただきながら、本年度の事業完了に努めてまいります。

次に、(仮称)辨之庄・木戸線につきましては、事業推進に向け、関係機関と協議を進めてまいります。

次に、尺土駅前周辺整備事業につきましては、事業推進に向け、関係者のご理解とご協力をいただきながら、積極的に事業を進めてまいります。

次に、地場産業振興ゾーン、仮称「道の駅」の新規事業を計画するに当たり、本年度は、関係機関のご協力をいただき、また市民のご意見を賜りながら、基本方針の策定に努めてまいります。

次に、国道165号線大和高田バイパス4工区につきましては、国の方針が今後決定されてから関係者の方々を対象とする説明会等を実施していただく予定でございます。県道樫原・新庄線につきましては、本年度は、葛城市内、大和高田市、御所市の一部を含め、用地買収を進めていただく予定でございます。

次に、公共バスにつきましては、本市社会福祉協議会の協力のもと、ゆうあいバスとも連携をとることで利便性の向上を図り、今後とも、利用状況や皆様のご意見を参考に、より多くの方々にご利用いただけるよう努めてまいります。

続いて、市民が主役となるまちづくりにつきましては、多くの市民の皆様がより積極的、主体的にまちづくりに参画し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、本年度から新たに市民活動支援補助金制度を創設いたします。本制度により、市民公益活動団体が既存の事業にとらわれない新しい事業をみずから提案、実施し、その活動を通して市民活動の活性化を図り、魅力のあるまち・葛城市の実現を推進してまいります。

続いて、地域産業の振興でございます。

企業誘致につきましては、工業系ゾーンとして設定されている薑・新村・新町地区につきましては、今後も県との連携を図りながら優良企業等の誘致を、また他の地区におきましては、地域振興産業の受け入れを関係機関のご協力をいただきながら積極的に推進してまいります。

続いて、心豊かな人づくりでございます。

まず、人権問題を初め、あらゆる差別の解消を目指し、啓発活動や集会、各種研修会等を実施してまいります。

次に、男女共同参画社会の実現につきましては、男女共同参画基本計画に基づき、本市の男女共同参画向上を図るべく啓発、情報提供に努め、性別にとらわれず、一人一人の個性が輝く男女共同参画のまち・かつらぎの実現を目標として取り組んでまいります。

続いて、障害者福祉の充実につきましては、障害者福祉につきましては、障害者の方が自立し安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、日常生活の支援に必要な介護給付や、生活や就労能力の向上を図る訓練等給付等の事業とともに、地域の実情に応じて実施する地域生活支援事業を推進してまいります。

また、中和地区3市1町障害者自立支援協議会は、設置後約2年半が経過し、さらなる連携強化のもと、相談体制や支援の充実を図ってまいります。

続いて、生活保護受給者への支援でございますが、生活保護につきましては、受給者が年々増加しており、近年の不況に伴い、さらにその傾向が強くなっております。今後は、これまで以上に自立支援を推進していくためにも、生活困窮者の医療費、介護制度、年金等の相談及び被保護者への訪問指導並びにハローワークと連携した就業指導により、適切な相談、助言等を行ってまいります。

また、離職により住宅を喪失するおそれのある方やすでに喪失された方に、住宅手当を支給することにより、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を実施してまいります。

続きまして、第2の安心して子育てができるまち、人づくりはまちづくりについてでございますが、子どもたちの安全の確保でございます。

まず、児童・生徒が安心して学習できる教育環境の充実を図るため、新市建設計画に基づき、新庄中学校の南館東棟・昇降口棟と、當麻小学校の屋内運動場の地震補強、大規模改造工事を実施してまいります。

また、新庄小学校の南中棟及び磐城小学校の北中棟の地震補強、大規模改造工事の実施設計、並びに新庄幼稚園の南館東棟の耐震診断業務を予定いたしております。

次に、本市の子どもたちの安全対策につきましては、それぞれの地域でお取り組みいただいているところでございますが、引き続き小学生の下校時の安全確保、犯罪抑制を図るため、児童安全パトロールをシルバー人材センターに委託し、各校3人の15人体制で実施してまいります。

続いて、子ども・若者育成支援事業でございます。

昨年7月、子ども・若者育成支援推進法が制定されました。同法は、健やかな子ども・若者の育成、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援、その他の取り組みに係る基本事項を定めるものであります。同法の施行に伴いまして、本市では、生涯学習課に子ども・若者支援係を置き、青少年健全育成の充実を図るとともに、県からの委託を受けて、本市の子ども・若者についての実態調査に着手し、支援を要する場合はどのような支援が可能か、そのためにはどのような体制が効果的かを探ってまいります。

続いて、食育の推進でございます。

まず、保育所におきましては、本年度も地元の野菜を取り入れ、栄養士を中心に望ましい食習慣や食事のマナー、食べ物の大切さを感謝する気持ちなど、乳幼児期から発達段階に応じた食育の推進をさまざまな体験を通じて充実してまいります。

次に、各幼稚園、小・中学校の給食につきましても、食育の推進を図るとともに、給食負担金の改定を行い、給食材料購入助成も引き続き行いながら、今後も調理、献立に工夫を凝

らした、安全でバランスのとれた栄養豊かで魅力のある給食を提供してまいります。

続いて、地域で支える子育てでございますが、まず、子育て支援事業におきましては、子育て中の保護者が安心して子育てができるよう、地域の子育ての先輩に子育てを支援する立場として活躍していただき、本市の子どもを地域ぐるみで育てていけるよう啓発してまいります。

また、ファミリーサポート事業につきましても、昨年度に引き続き会員を募集し、地域で子育て家庭を支えてまいります。

次に、保育所につきましては、公立保育所と民間保育園との連携を図り、保護者の多様なニーズに対応した保育サービス、保育の質的向上を図ってまいります。

また、本年度は、老朽化が進んでいる磐城第2保育所を新築するための実施設計を行い、より安全で快適な保育環境の確保及び保育施設の充実に努めてまいります。

次に、放課後の子育ての支援の一環として、保護者が就労等のため昼間家庭にいない小学校低学年児童等を対象に学童保育事業を実施しておりますが、本年度は、開設時間の延長や指導員の資質の向上等の充実に努め、今後とも児童の健全な育成に努めてまいります。

次に、国が実施する子ども手当につきましては、中学校修了までの子どもを対象に月額1万3,000円を交付する事業を円滑に進めてまいります。

続いて、学校教育の充実でございます。

本市学校教育の基本方針である確かな学力、豊かな人間性、たくましい心身の育成というものはありませんが、特に本年度は、幼稚園、小・中学校の子ども、保護者、教職員が一丸となって取り組むべき簡潔明瞭なキャッチフレーズを策定し、その具現のための取り組みを重ねてまいります。

また、これまで中学生の豊かな情操を養うため実施してまいりました芸術鑑賞事業につきましてはこれを改め、各界でご活躍中の方をゲストティーチャーとして各校にお招きし、その生き方に深く学ぶ機会を設け、将来に夢を抱き努力を重ねる生徒の育成を目指してまいります。

次に、教育相談体制の充実でございますが、教育相談体制につきましては、生涯学習課所管の子ども・若者育成支援事業と密接に連携し、子どもたちがたくましく成長するよう、体制の強化を図ってまいります。

続いて、芸術・文化活動の振興でございます。

芸術・文化の振興につきましては、中央公民館、新庄・當麻両文化会館連携のもと、市民の皆様が多様な芸術・文化に触れることを通して、心豊かな人づくりができるよう努めてまいります。

また、地域での学習活動を推進するため、市民の皆様のニーズに応じた各種の教室、講座等の学習の場を提供するとともに、市民の皆様自身が地域の公民館活動等に積極的に参加できるように、生涯学習意欲の向上を図ってまいります。

続いて、第3の徹底した情報公開による市民が主役のまちづくりでございます。

まず、徹底した行財政改革を行いながら、市民と一緒にまちづくりを行うということで

ございます。

行財政改革につきましては、一昨年度に試行実施いたしました事務事業評価を昨年度は本格実施いたしました。それとともに、あらゆる機会をとらえて市民の皆様のご意見を拝聴し、市政に反映させ、市役所の業務を洗い直し、必要なもの、不必要なもの、民間にお任せするものに事業を仕分ける方法等について検討を重ねてまいりました。本年度は、実際に事業仕分けを実施し、職員の意識改革を行うとともに、事務の効率化を順次図ってまいります。

また、市民サービスと事務の専門性をより一層向上させるため組織機構を見直すことについて、昨年9月議会において議員の皆様のご賛同をいただきましたので、4月から実施をさせていただきます。

次に、市民の皆様から市政に対する建設的なご意見、ご提案をいただきニーズを市政に反映できるシステムとして、市民の皆様と市長が直接対面し、気軽に何でも語り合えるタウンミーティングを実施し、開かれた市政と市民の皆様とともに歩む協働のまちづくりを進めてまいります。

続いて、地域情報化施策の推進でございます。

まず、昨年策定いたしました情報化計画の主要施策でございますが、改正住民基本台帳法が平成24年7月に施行されることを契機とし、本年1月、近隣8市町間において共同でシステム構築やその利用を図ることによりITコストを削減することを主な目的として、広域組織を立ち上げたところでございます。効率的な事業運営を行うことによる行政サービスの質の向上を図っていくため、さらに検討を重ねてまいります。

次に、毎月発行の「広報かつらぎ」やホームページは行政と市民の皆様をつなぐメディアとして大変重要な媒体であります。市民の皆様に関わりやすく、読んでいただきやすい魅力あふれる紙面づくりや情報提供に引き続き努めてまいります。

また、市の財源を確保するため、有料広告の掲載につきましても、その推進を図ってまいります。

次に、効率的で効果的な行財政運営でございますが、現在、税法の抜本的な改正が進められておりますが、今後ますます自主財源であります市町村税の比重が高くなるため、納期内納付の啓発を行い、滞納処分をさらに積極的に実施するなど、徴収の強化を図り、財源の確保に努めてまいります。

一方、長引く不況の中で納期内納付が困難な方には、その生活実態の把握に努めるとともに、適切な収納対応を心がけてまいります。

続いて、人材育成でございます。

職員の人材育成につきましては、現在、職員の資質をより一層向上させるための人材育成基本方針に基づき、その推進を図っているところでございます。本年度も引き続き職員研修を充実するとともに、職員がみずからの能力を高めるために、夜間等の大学院に修学する場合や職務に関連する資格を取得する場合にはその経費の一部を助成する制度を設け、より一層の職員のやる気の喚起を図ってまいります。

また、人事評価制度につきましては、昨年度の試行結果を踏まえ、問題点の整理や評価の

内容等の検討を行いながら、職員が納得できる公平な評価制度の実現に向け、より一層の推進を図ってまいります。

続いて、第4、心豊かな人が育ち、誰もが生きがいをもって過ごすまちづくりについてでございます。

安心・安全な子育てでございますが、まず、乳幼児医療費助成につきましては、子育て家庭への経済的支援の一助として、昨年度に引き続き、入院と歯科診療分に限ってはございますが、小学校修了時まで助成してまいります。

次に、妊婦健康診査につきましても、昨年度に引き続き、妊娠期間全般を通じて健診費用の公費負担を行い、健診を受けやすくするとともに、母子の健康管理を行い、安心して妊娠、出産ができる体制を確保してまいります。

また、成長及び発達をする上において支援が必要な乳幼児とその保護者に対しましては、発達相談員による子育て相談や療育教室を実施し、関係機関との連携を図りながら引き続き支援を行ってまいります。

次に、事故や病気に対する安心感の向上でございます。

まず、妊産婦の方の救急時の対応につきましては、休日・夜間の産婦人科一次救急医療体制に参加し、安心して妊娠、出産できる環境づくりに努めてまいります。

また、休日及び年末年始の急病への対応としての葛城地区休日診療所とともに、小児の深夜診療には、橿原市休日夜間応急診療所による応急診療への負担を引き続き行ってまいります。

次に、昨年度から実施しております特定の年齢に達した女性特有のがん検診であります子宮がん・乳がんの無料クーポン券の配布による費用助成につきましても引き続き行い、受診率の向上に努めながら、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。

次に、昨年度世界的に感染拡大いたしました新型インフルエンザにつきましては、感染の拡大を防止し重篤化を予防するために、引き続き新型インフルエンザワクチンの接種費用の助成を行ってまいります。

次に、緊急時の対応に備え、AEDトレーナー器を使った救命講習会を継続的に開催いたします。さらに、本年度も救急救命士の育成及び技術の向上を図り、救急・救命により一層万全を期してまいります。

続いて、食育・食に対する安心感の向上でございます。

現在、食の安全・安心が問われる中、市民の健康づくりを推進する、きらり葛城21計画によるバランスメニュー等を啓発し、市民一人一人が食についての正しい知識を学び、安全な食材を選ぶ習慣を身につける基礎を培う食育を子どもから大人までを対象として関係機関とも連携しながら推進してまいります。

スポーツ活動の振興でございますが、より多くの市民の皆様がスポーツ、レクリエーションに親しんでいただけるよう、体育祭を初め、各種スポーツ、レクリエーション大会の内容等について、体育協会と連携を図りながら協議を重ね、市民の皆様健康増進及び体力維持に貢献できる大会を開催できるよう取り組んでまいります。

健康づくりの推進でございます。

特定健康診査、特定保健指導につきましては、1人でも多くの市民の皆様にご受診していただくため、あらゆる機会でご周知を図り、検診結果による保健指導等、生活習慣病予防に努める支援を行ってまいります。

また、地域での健康づくりを推進する、きらり葛城21計画につきましても、健康づくり推進員、推進パートナーとともに、市民の皆様一人一人が自分の健康に関心を持ち、自分だけではなく、ご家族や地域レベルでの健康意識を高めていただくよう取り組んでまいります。

高齢者福祉の充実でございますが、現在、核家族化等により、地域生活における高齢者を取り巻く問題が顕在化する中、家庭や地域の中で高齢者が孤立することのないよう、地域における支え合いを市民の皆様のご協力を得て進めていく一方で、健康寿命をさらに伸ばすため、介護予防事業の普及、啓発を推進してまいります。

次に、国民健康保険事業、後期高齢者医療制度の運営でございます。

まず、国民健康保険につきましては、被保険者の高齢化に伴う医療費の急増や経済情勢や雇用状況の悪化による負担能力の低下など、収支両面にわたり、依然として厳しい財政状況が続いております。このような状況のもと、現在までさまざまな医療保険制度改革が行われ、これにより保険者に義務化された特定健康診査、特定保健指導は、今年度で3年目を迎えるわけでございますが、市民の皆様のご健康を守るためにも、関係機関と連携を密にし、受診率が向上するよう努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度につきましては、国においては、高齢者医療の円滑な運営のため、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減措置や低所得の被保険者に対する軽減措置を制度廃止までの間に限り継続すると示されました。本市におきましては、本制度を高齢者の方々に安心して受け入れていただけるよう、広域連合と連携を密にし、高齢者の立場に立って取り組んでまいります。

最後に、第5番として、自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存するまちづくりでございます。

自然環境の保全につきましては、まず、森林資源の保全につきましては、本年度も引き続き、造林事業、間伐等促進事業に対する補助制度を実施するとともに、森林環境税を活用した里山林機能回復事業、奈良の元気な森林づくり推進事業を実施することにより、森林機能の回復に努めてまいります。

次に、鳥獣害対策につきましては、鳥獣害防止対策協議会において、被害地域の方々や関係団体との連携を密にしながら、山麓地域に被害が増大するイノシシ等の鳥獣害の被害防止に努めてまいります。

次に、水道事業につきましては、本年度も原水の確保に関係地域のご理解とご協力をいただき、県営水道から127万4,000トンの受水を行い、さらなる安定供給を図ってまいります。あわせて、水質の安全対策に万全を期すとともに、寺口受配水池緊急遮断弁設置工事、並びに各浄水施設の設備改良や配水管の布設工事等を引き続き推進してまいります。

また、葛城市水道事業基本計画、すなわち地域水道ビジョンを策定し、水道事業の現状と

将来の見通しを分析、評価をした上で、今後の安定した水道事業の運営及び水道サービスの向上に努めてまいります。

次に、歴史・文化の保全と交流の促進でございますが、まず、當麻寺を初めとする市内各所の重要文化財等の指定文化財保存修理や市内遺跡発掘調査等を国や県とともに助成し、大切な文化財の保全に努めてまいります。

次に、歴史博物館では、特別展「葛城と平城京」と題して、平城遷都1300年記念事業の開催に伴い、奈良時代に葛城地域で生まれた豊かな文化環境の様子を市内で出土した考古資料等の展示を通して紹介いたします。

また、葛城忍海の角刺宮で政務をとられた飯豊天皇にスポットを当て、「我国における古代の女帝について考えるシンポジウム」を開催するなど、市内の歴史遺産を通して、葛城の豊かな古代文化を皆様とともに考えてまいりたいと存じます。

次に、観光の振興につきましては、平城遷都1300年記念事業の開催に伴う奈良県への観光客を本市へ誘導できるよう、二上山、當麻寺、蓮花ちゃん等の資源を活用した施策を実施してまいります。

また、同事業の関連イベントといたしまして、近隣4市1町の連携によるリレーウォークを開催するとともに、創建初となる當麻寺の東塔、西塔の初層開扉等が行われることもあり、より一層のPRを図り、観光客のさらなる誘致に努めてまいります。

次に、相撲館におきましては、市観光協会、相撲甚句会、観光ボランティアガイド等と連携し、観光行政の充実を図ってまいります。

地域産業の振興でございます。

まず、本市における農業は、担い手不足、高齢化、耕作放棄地の増加等、非常に厳しい状況でございます。そのような中、葛城市の農業や農地は市民で守るという強い思いから、昨年、葛城市農政活性化推進協議会を発足いたしました。本年度は、農業の活性化を図るため、担い手対策、耕作放棄地再生利用、地産地消等を各地域の農業者の方や関係団体の方々と協議を重ねながら、次世代を見据えた農業施策の推進に取り組んでまいります。

また、農地・水・環境保全向上対策による集落の景観保全につきましては、引き続き推進してまいります。

次に、土地改良事業につきましては、水と農地活用促進事業による水路整備事業等を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、小規模事業者特別小口融資保証料助成を本年度も引き続き実施し、中小企業者の経営安定、合理化に向けた支援を行ってまいります。加えて、商工会運営補助等の支援を行い、商工会との連携を密にし、商工業者が求めておられる支援制度や行政の新しい役割の発掘に向け、取り組んでまいります。

以上、平成22年度の重点施策と市政運営についてご説明申し上げてまいりました。私は、これらの施策は全て市民の皆様の幸せづくりを応援するための方策だと考えております。

その意味で、市役所の仕事は市民の幸せづくりの応援団という観点から、さまざまな制度

や事業を積極的に活用しながら市民生活をサポートしていけるように、研修等を通じて職員の意識改革を行い、住民満足度の高い市政運営の実現を目指して努力いたします。

冒頭にも述べましたとおり、私の市政もいよいよ2年目を迎え、本年度は、私が考える新しい葛城市づくり実現のため、確実な道筋をつける基礎を築く年に当たると考えております。

また、葛城市といたしましては6年目に突入しております。葛城市がより発展していくためには、職員、議員の皆様、各種団体の皆様、そして地域の全ての皆様が一体となってまちづくりにご参加いただき、盛り上げていくことが不可欠だと考えております。私は、そのまちづくりの牽引役としてしっかりとした基礎を築き、土台をしっかり支えて、皆様方に新しい葛城市を実感していただきながら、愛されるまち、住みよいまち、住み続けたいまちの実現を目指してまいりたいと存じます。そのためにも市民の皆様の声をよく伺い、着実に歩を進めていくという姿勢を守って、常に前向きに、そして時には振り返る余裕を持ちながら、全力で市政運営に取り組んでまいります。

議員の皆様を初め、市民の皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げますとともに、今回提案しております諸議案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

下村議長 施政方針は以上であります。

ここで、暫時休憩いたします。なお、11時30分から会議を再開します。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時31分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5、議第1号から日程第15、議第11号まで、以上11議案を一括議題といたします。

本11議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました、議第1号から議第11号までの11議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第1号 葛城市認可地縁団体印鑑条例を制定することについてでございますが、本案につきましては、認可地縁団体の印鑑登録並びに印鑑登録証明事務を行うものでございまして、現在、市内では3つの団体が認可されており、こういった認可地縁団体に係る印鑑に対し登録並びに証明の事務手続を定めるため、本条例を制定するものでございます。

また、本条例の制定にあわせまして、附則におきまして、葛城市手数料条例の一部を改正を行い、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付手数料について、新たに規定するものでございます。

次に、議第2号 葛城市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を制定することについてでございますが、本案につきましては、地方自治法の一部改正により、条例で定めた物品の借り入れ等の契約については複数年契約ができるようになりましたので、本市におきましても、物品の借り入れ、あるいは役務の提供を受ける契約につきまして、契約

事務の効率化等を図るため、本条例を制定するものでございます。

次に、議第3号 国営十津川紀の川二期事業費償還基金条例を制定することについてでございますが、本案につきましては、平成11年度から施行しております国営十津川紀の川二期事業における市の負担金として3億4,000万円の償還が平成26年度から開始されますので、計画的な財政支出を図るため、平成22年度から基金の積み立てを行いたく、本条例の制定を行うものでございます。

次に、議第4号 葛城市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を制定することについてでございますが、本案につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、国の同意を受けた奈良県企業立地基本計画におきまして、本市の薑工業団地が工場立地法の特例措置を実施する区域に指定されましたので、特定工場の緑地面積率と環境施設面積率の規制緩和を図るため、条例の制定を行うものでございます。

次に、議第5号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、昨年5月の臨時議会におきまして議決いただきました本条例の附則に規定いたしました6月分の期末手当に関する特例措置を本則に反映させるため、本条例を改正するものでございます。

次に、議第6号 葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましても、昨年5月の臨時議会において議決いただきました本条例の附則に規定いたしました6月分の期末手当に関する特例措置を本則に反映させるため、本条例を改正するものでございます。

次に、議第7号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、現在の本市の嘱託職員につきましては嘱託賃金を支払っているわけでございますが、地方公務員法に規定する嘱託職員に対しましては、特別職として報酬を支払うべきでございますので、その報酬額を規定するため、本条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、嘱託職員に対する報酬月額の上限額を35万円とするものでございます。

次に、議第8号 葛城市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、労働基準法の一部を改正する法律が本年4月から施行されることに伴いまして、本条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、1カ月の時間外勤務が60時間を超えた職員には、その60時間を超えた全時間について代休時間を与えることができるという規定を設けるものでございます。

次に、議第9号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、昨年5月の臨時議会におきまして議決いただいた本条例の附則に規定いたしました6月分の期末手当に関する特例措置を本則に反映させるため、本条例を改正するものでございます。

また、労働基準法の改正に伴います改正につきましては、1カ月の時間外勤務が60時間を

超える職員には、その60時間を超える勤務に対する時間外勤務手当を通常の時間外勤務手当に上乗せした額とするもので、通常100分の125を支払うところ、60時間を超える分については100分の150を支払うものでございます。

次に、議第10号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてでございますが、本市におきましてのごみの処理費用は10キログラムにつき平成20年度で200円でございますが、手数料につきましては6年間据え置いており、本市の財政負担となっております。また、県内15市町の事業系のごみ処理手数料を調査した結果、半数以上の市町において本市よりも高くなっておりまして、これらの観点から、本条例を改正するものでございます。

内容といたしましては、事業系ごみの処理手数料につきまして、現行の10キログラムにつき100円を150円に改め、施行期日を平成22年6月1日とするものでございますが、特例措置といたしまして、本年6月1日から平成23年3月31日までの間におきまして、130円とするものでございます。

最後に、議第11号 葛城市火災予防条例の一部を改正することについてでございますが、本案につきましては、総務省消防庁の検討会におきまして、個室ビデオ店等の防火安全対策についての報告書が取りまとめられましたので、これを受けまして、本条例の改正を行うものでございます。

内容につきましては、個別型店舗の遊興の用に供する個室に設けられた外開き戸のうち、避難通路に面するものには、当該避難通路における避難障害を防止するため、当該外開き戸を開放した場合に自動的に閉鎖するものを設置しなければならないとする改正でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本11議案については、一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第1号、議第2号、議第5号から議第9号、そして議第11号の8議案は総務文教常任委員会に、議第10号議案は民生水道常任委員会に、議第3号及び議第4号の2議案は都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第16、議第12号から日程第21、議第17号まで、以上6議案を一括議題といたします。

本6議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました、議第12号から議第17号までの6議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第12号 平成21年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ3億4,707万7,000円を減額しようとする

ものでございます。

主な補正の内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、職員退職手当特別負担金の追加、国の2次補正予算で組まれた地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業に係る道路橋りょう維持費と道路新設改良費の追加、また国の1次補正予算に組まれた地域活性化・公共投資臨時交付金、その他の国・県支出金等の額の確定によります財源の調整等を行うものでございます。また、第2条では、繰越明許費といたしまして、交通安全対策事業など、15の事業をお願いするものでございます。さらに、第3条では、地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第13号 平成21年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ610万円を追加しようとするものでございます。

主な補正の内容につきましては、一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費の追加及び出産育児一時金の減額によるものでございます。

次に、議第14号 平成21年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ6,461万7,000円を減額しようとするものでございます。

主な補正の内容につきましては、歳出では介護給付費の減額で、歳入につきましては介護給付費の増額に伴います介護給付費負担金の国庫・県支出金、支払基金交付金などの減額となっております。

次に、議第15号 平成21年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ6,811万6,000円を減額しようとするものでございます。

主な補正の内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額を行うものでございます。また、第2条では、繰越明許費の設定を、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第16号 平成21年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ292万9,000円を減額しようとするものでございます。

主な補正の内容につきましては、本年度における予算の執行状況を把握した中での不用額の減額を行うものでございます。

最後に、議第17号 平成21年度葛城市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出それぞれ559万3,000円を追加しようとするものでございます。

主な補正内容につきましては、市営霊苑の公募に伴う使用料及び積立金と霊苑整備基金、利子収入が確定したことによるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

下村議長 これより質疑に入りますが、本6議案については、一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

18番、白石議員。

白石議員 一括上程されています議第12号から議第17号のうち、議第12号の平成21年度葛城市一般会計補正予算について、若干の質疑を行いたいと思います。

お伺いしたいことは、補正予算書の6ページ、第2表、繰越明許費についてであります。

総務費の交通安全対策事業300万円、民生費の子ども手当システム導入事業536万4,000円、保育システム改良事業33万円、農林商工費のむらづくり交付金事業3,625万5,000円、自然環境整備事業1,560万円、土木費の道路台帳作成業務1,701万円、道路橋りょう維持事業480万円、道路新設改良事業1億8,349万1,000円、尺土駅前周辺整備事業1億4,616万9,000円、地形図作成業務1,990万円、街路事業1億9,004万7,000円、地方特定道路整備事業860万9,000円、まちづくり交付金事業2億420万6,000円、消防費、全国瞬時警報システム整備事業246万2,000円、消防防災基盤整備事業2,763万9,000円の15件、合計7億8,388万2,000円が地方自治法第213条第1項の繰越明許費の規定に基づいて翌年度に繰り越して使用をしようというものでございます。

それぞれの繰り越しの理由について説明を求めておきたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

下村議長 石田都市産業部長。

石田都市産業部長 それでは、ただいま白石議員の繰越明許費につきまして、土木関係予算の方でございすけども、私の方からご説明を申し上げたいと思います。

まず、交通安全対策事業費の300万円でございますけども、これにつきましては、経済対策臨時交付金の2次補正が参りまして、今回、平成22年度に予定をしております交通安全対策事業費のうちから300万円を前倒し補正させていただきまして、3月補正ということになりますので、繰り越しをお願いしたということでございます。

次に、道路台帳の作成業務の委託料の1,701万円、それと地形図作成委託業務の1,990万円でございますが、地形図の作成業務の一部システムの関係がございまして、納品がおくれているのが現状でございます。これに伴いまして、道路台帳作成業務の方も整合を図りたいという中で、納品がおくれているものでございます。

次に、道路橋りょう維持費の480万円でございますが、これも先ほどの交通安全対策事業費の経済対策臨時交付金と同じく、平成22年度の予算から480万円を前倒し補正させていただいて使用しようとするものでございます。

次に、道路新設改良事業費の1億8,349万1,000円でございますが、このうち9,199万1,000円につきましては、同じく臨時交付金の1次補正分でございます。これにつきましては、尺土第一号踏切り J R 新庄駅の歩道専用の跨線橋でございますが、これらを9月補正させていただいたところでございますけども、これらにつきまして、政権が民主党に変わって、執行停止という通知が参りまして、民主党から新たに執行の許可がおりましたのは12月に入ってということございましたので、1次補正分の9,199万1,000万円につきましても、補正措置をとらせていただいたということでございます。

次に、尺土駅周辺整備事業の1億4,616万9,000円でございますが、これにつきましては、測量設計関係予算、これのバリアフリー基本構想、これらを含めまして5件現在発注しておりますんですけども、合計いたしまして、8,638万1,000円の委託費の関係でございます。これらにつきましては、1月19、20日で地権者との立会も終わりました、現在、最終的な丈量図、また地籍図を作成していただいている状況となっております。残ります5,978万8,000円の公有財産の取得につきましては、平成21年度と予算をまとめまして執行しようと予定を立てております。

次に、街路事業でございますが、街路事業につきましては、工事費並びに用地費、それから補償費ということになっております。誠意、関係の地権者の方と現在折衝を行っておりますが、なかなか前途むこいきしないというふうな状況になっております。

また、本日でございますが、このうち一部執行することができました。契約ができましたことを申し添えておきます。

それから、次に、地方特定道路整備事業の860万9,000円でございますが、これにつきましても、同じく用地4筆ということで、現在、地権者の方と誠意交渉を重ねているところでございます。

次に、まちづくり交付金事業の2億420万6,000円でございますが、区画整理事業分といたしまして、工事費といたしまして5,400万円、あと、国鉄坊城線の道路工事でございますが、これの用地及び工事費といたしまして1億5,000万円の繰り越しということになっております。区画につきましては、1件の既存の住宅があるんですけども、現在、この方との最終的な調整に入っているところでございます。あと、国鉄坊城線の用地につきましても、同じく現在、地権者の方と最終的な調整を行っている状況ということになっております。

土木関係予算の繰り越しにつきましては、以上でございます。

下村議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 私の方から、民生費の中の子ども手当システム導入事業、保育所システム改修事業についてご説明申し上げます。

最初に、子ども手当システム導入事業ですが、子ども手当は次世代の子どもたちを社会全体で支援する観点から実施されるものであり、受給者の所得制限を設けないとともに、子どもの年齢や出生順位にかかわらず、中学校修了までの子どもに一律月額1万3,000円を6月、10月、2月に支給するものです。創設に伴いまして、現在システム開発中であり、最初の支給月である6月に向けて、児童手当の資格情報の移行、案内通知、申請登録等、逐次必要なものから導入し、スムーズに事業が達成できるよう実施していく予定をしております。こうしたことから、導入事業が完了するのが9月ごろになる予定でございますが、今回、繰り越しての使用をお願いするものでございます。

また、保育所システム改修事業につきましては、現在、保育料を保育所入所時の年齢区分で徴収しておりますが、平成22年度からはクラス編制の実態との整合性を図る観点から、4月時点での年齢による保育料単価を適用することになります。

また、行政刷新会議における事業仕分けの評価結果を踏まえ、現行保育料の7段階より上

の高額所得者階層を対象に保育料の所得段階区分を1段階ふやし、7段階から8段階とするものであり、これらに対応するための保育所システムの開発と改修事業が年度を越えての完了となります。2事業は、いずれも国の制度改正などに準拠して実施していくものであり、やむなく繰り越して使用することを地方自治法第213条第1項の規定によりお願いするものであります。

下村議長 消防長。

中島消防長 18番、白石議員のご質問でございます繰り越しの理由ということでございます。

7款消防費の消防防災基盤整備事業2,763万9,000円につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、国費により従来型救急車を救急救命士が実施する高度な救急救命処置に対応すべく高規格救急車に切りかえるために、昨年6月議会で補正予算を議決いただいたところでございます。その後、政権交代によりまして、国の1次補正予算の一部が執行停止に向けて協議が進められておるといようなことで、執行を見合わせたわけでございます。その後、11月中旬ごろに事業を着手するような指示があったわけございまして、所定の事務を進めまして、12月11日に入札をさせていただいたところでございます。車両製造及び高度救命用資機材を搭載するのには約6カ月かかるという見込みでございまして、したがって、納車予定が5月中旬となるわけでございます。

以上のような理由で、繰り越しをお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

下村議長 石田都市産業部長。

石田都市産業部長 白石議員のご質問でございました繰越明許費の中で、農林商工費の方、私、忘れておりました。済みません。改めてご回答申し上げます。

まず、農林商工費の農業費、むらづくり交付金事業の3,625万5,000円でございますけれども、これにつきましては、辨之庄の城堀池から165号線バイパスまでの農業集落道を予定しておるんですけども、これにつきまして、一級河川であります太田川の県との河川協議、それから地権者との用地についての話し合いがなかなかまとまりませんでしたので、発注が、今の状況ですと、ほぼ3月末になる予定となっております。

それから、もう1件、商工費の自然環境整備事業でございますけれども、これにつきましては、葛城古道に面します笛吹神社の南側、ここで観光駐車場を予定しております。これにつきましても、測量設計は7月という段階で発注をしておったんですけども、地元との数々の協議の中で、発注が2月になりました。ということで、これも繰越予算をお願いするものでございます。

以上でございます。

下村議長 大武総務部長。

大武総務部長 最後になりますが、消防費の中で、全国瞬時警報システム整備事業、J-A L E R Tについて理由を説明申し上げます。

J-A L E R Tにつきましては、ご存じのように、海外からミサイルが発射されたと、こ

ういった緊急事態の場合に、国の方から全国の市町村に瞬時に警報が出されると、こういったシステムでございます。葛城市におきまして、この受信機の設置費用ということで246万2,000円を12月議会で補正をお願いしたところでございます。これは、消防庁の方では、このシステムの開発がおこなわれているということでございまして、こういった受信機がまだ完成していないということもございまして、消防庁の方から全国の市町村に対しまして繰り越しをしてくれというふうな連絡がございまして、繰り越しをさせていただくと、こういうものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

下村議長 18番、白石議員。

白石議員 それぞれ所管部長からご説明をいただいたわけでありますけれども、本繰越明許費は、地方自治法第213条の歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより翌年度に使用できるとされているわけです。この規定は、地方自治法第208条の各会計年度における歳出はその年度中においてのみ執行し得るとした会計年度独立の原則に対する例外を定めたもので、繰越使用が認められるのは、まず、その性質上、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものと、第2は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものの2つの場合だけであります。

当然、議会の審査を得て成立した当初予算や補正予算、これは議会として真剣に審査をし、議決をしたものであります。当然に、この繰越明許費についても、法に定められたその性質上あるいは予算成立後の事由に基づいて支出が終わらない見込みがあったかどうか、厳密で客観的な判断によって、やはり選定され判断をされなきゃならない、私はこのように思うわけであります。

近年、繰越明許費がふえてきているという状況にあったわけでありますけれども、あえてそれぞれ理由があるものとして質疑をしてこなかったわけでありますけれども、今回は、7億8,000万円を超える繰越の総額になっています。歳入歳出予算総額の6.25%にも及んでいるわけであります。これらの事業が平成22年度に繰り越されてやられるわけでありますけれども、私は、会計年度独立の原則の例外として設けられているものが事業執行の中で安易に繰り越しをされているのではないか、このように思えてなりません。これは、国もそうですし、市についてもそのように受けとめられるわけであります。

部長がそれぞれ説明をしていただきました。その中で、市の責任によらない事業が多くあります。これは、昨今の経済危機に対して、麻生政権並びに新しく発足した民主党政権が矢継ぎ早に、経済危機対策、あるいはきめ細かな臨時交付金等で、景気浮揚を促すためにいろいろな施策を打ち出してきた。それが民主党政権の場合であれば、この3月定例会で計上せざるを得ない、計上しなさいという、そういう指示のもとで行われている。経済危機対策、景気浮揚対策として、私は必要なものである、認められるものであるというふうに思いますけれども、これまでの国の補助事業に対する繰り越しについては、厳しい地方自治体に対する指導監督がありました。

ところが、こういう事態になって、昨年5月に実施された経済危機対策、あるいは民主党政権で出された対策等が当たり前のように繰り越される。今回、補正予算で計上された交通安全対策300万円、これ丸々300万円繰り越されるわけですね。子ども手当システム導入事業でも536万4,000円登用であります。はなから繰り越さざるを得ないという状況になっている。地域主権、地方主権と、こう言いながら、地方の財政原則はなし崩しに壊されている。こういう事態になっています。

これは経済対策で一定やむを得ない部分があるけれども、むらづくり交付金事業、あるいは道路新設改良事業、あるいは補助事業である尺土駅前整備事業、まちづくり交付金事業、あるいは全国瞬時警報システム、消防防災基盤整備事業、これらをやはり本当に国の責任だけで繰り越さざるを得なかったのかというふうにも思いますし、さらに、道路台帳作成業務、あるいは地形図作成業務等は、発注したにもかかわらず、業者の事務執行作業が遅延をして、この2つの業務が結局繰り越さざるを得ない、こういう状況になっている。

さらに、街路事業やまちづくり交付金事業等は、これは用地の買収をしなければ進まない、関係者の協力を得なきゃ進まないという点で、それなりに理由はわかりますけれども、執行率からしたら、街路事業で20%、まちづくり交付金事業で32.6%、こういう状況になっているわけで、これは私は、反対するわけじゃありませんけれども、やはり執行に対する行政としての姿勢が問われる問題ではないのか、このように思います。

そういう意味で、今後、これらの事業をあわせて、繰越明許に係る姿勢、こういうものについてどのように対応されていくのかお伺いしておきたい、このように思います。

下村議長 山下市長。

山下市長 白石議員からの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

今、白石議員が質問なりでおっしゃったように、幾つかの事由があるというふうに思います。

まずは、国の緊急経済対策であるとか、きめ細かな交付金事業であるとか、そういった事業が繰り越さざるを得ない状況になっている。これは、葛城市も、施政方針でも述べましたように、財政状況はやっぱり厳しいという中で、完全に財政的な裏づけのあるこういった事業を積極的に取り入れて、より住民の福祉の向上を図っていきたいということで積極的に取り入れさせていただいて、その上で、制度的な問題であるとか、時期的な問題で繰り越さざるを得ないというものが1つでございますので、これは葛城市の状況だけではいかんともしがたいところでございますので、どのような形になっていくのかわかりませんが、うちは与えられた状況の中で一生懸命、住民のために取り組みますというお答えしかできませんけれども。

あと、発注したにもかかわらずそれが遅延をしているということに関しては、督促等、状況を把握していなかったのかも含めて、しっかりと担当の課にもう一度きちっと指導しながら、そういう遅延等がないように心がけていきたいというふうに思います。

あと、事業にかかわる街路事業であるとか、まちづくり交付金事業であるとか、そういったものの繰り越しの分に関しましてでございますけれども、街路事業に関しましても、終結

に入っております。まちづくり交付金事業についても、本来は終結していなければならない事業でございますけれども、用地の交渉等、最後の最後の詰めで、最後まで積み残してきたものが最終的に解決をしていかなければならない大変に難しい状況の中で、原課担当の人間が足を運んでお願いをし、理解をしてもらいながら進めておりますけれども、厳しい状況の中で一日でも早くその事業が完遂できますように、これもしっかりと一丸となって取り組んでいかなければならない問題だと思いますので、それをしっかりとやっていきたい。

また、今後、こういった繰り越しの大きな事業をこれからも抱えておりますけれども、できるだけ年度内におさめていけるようにしっかりと努力をさせていただくということだけここでお伝えをさせていただきたいなというふうに思います。

以上です。

下村議長 18番、白石議員。簡単明瞭にお願いいたします。

白石議員 市長から繰り越しに対する、今後十分に精査をし、厳しく見た中でやはり事業の執行に取り組んでいくと、そのような趣旨であったというふうに思います。これは当然のことですけれども、やはり私は、会計年度独立の原則の例外として設けられた予算の内容がなし崩し的に繰り越されてきているという状況は、議会としても、議決をしてきた者としても、これは問題が多いということで、注意を喚起すると、こういう意味で今回取り上げさせていただきました。

ぜひ、ここにご出席の幹部の方々、注意をされて、職務の執行に頑張ってくださいということをお願い添えて、私の質疑を終わります。

下村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第12号及び議第16号の2議案は総務文教常任委員会に、議第13号、議第14号、そして議第17号の3議案は民生水道常任委員会に、議第15号議案は都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

引き続き、日程第22、議第18号から日程第32、議第28号まで、以上11議案を一括議題いたします。

本11議案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

山下市長 ただいま議題となりました、議第18号から議第28号までの11議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第18号 平成22年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は125億3,000万円でございますが、前年度当初予算額と比較いたしますと、8,400万円、率にいたしまして0.7%の減となっております。

主な事業といたしましては、健康づくり推進事業、各福祉事業、地域循環型社会形成推進事業、土地改良事業、都市計画事業、幹線道路整備事業、消防施設整備事業、学校施設整備事業などとなっております。

また、歳出の性質別経費での構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が49.4%、普通建設事業費などの投資的経費が12.6%、物件費、繰り出し金などその他が38%となっております。

歳入につきましては、市税では41億1,065万円で、前年度比3.4%の減、地方交付税では32億8,000万円で、前年度比3.1%の増を見込んでおります。また、基金の繰入金といたしましては、3億5,880万円を計上いたしております。

第2条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務保証限度額を35億円と定めるものでございます。第3条の地方債につきましては、合併特例債ほか2件の起債の限度額を13億6,840万円と定めるものでございます。第4条の一時借入金につきましては、借入れの限度額を35億円と定めるものでございます。第5条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めたものでございます。

次に、議第19号 平成22年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は34億9,600万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、1億6,600万円、率にいたしまして5.0%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で24億2,858万5,000円、後期高齢者支援金等で4億3,513万5,000円、介護納付金で1億8,911万円、共同事業拠出金で3億7,517万9,000円、特定健康診査、特定保健指導を含め保健事業費として2,694万4,000円となっております。これらの財源には、保険税、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を事業勘定1億円と定めるもので、第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第20号 平成22年度葛城市老人保健特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は122万円でございます。後期高齢者医療保険移行前の平成20年3月診療分までの精算分で、前年度当初予算額と比較いたしますと、613万円、率にして83.4%の大幅な減となっております。

歳出の主なものといたしましては、医療諸費で111万円となっており、これらの財源には、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金などを見込んでおります。

次に、議第21号 平成22年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では予算の総額は18億7,620万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、6,280万円、率にして3.5%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で17億9,595万3,000円、地域支援事業費で5,087万円となっておりまして、これらの財源には、保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は1,971万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、715万円、率にして56.9%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、職員給与等で775万円、サービス事業費で1,135万円と

なっております。これらの財源には、介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を保険事業勘定7,000万円と定めるもので、第3条の歳入歳出の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めたものでございます。

次に、議第22号 平成22年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は17億5,500万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、4億2,500万円、率にして19.5%の減となっております。

歳出の主なものとしたしましては、公共下水道事業費では4億774万3,000円、公債費では10億2,528万8,000円でございます。これらの財源には、下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、市債などとなっております。

また、第2条の地方債でございますが、下水道事業債の限度額を3億990万円と定めたもので、第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を5億5,000万円と定めたものでございます。

次に、議第23号 平成22年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は2億8,280万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、280万円、率にして1.0%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、給食材料費で1億7,412万1,000円となっております。これらの財源には、学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を1,000万円と定めたものでございます。

次に、議第24号 平成22年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は81万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、133万円、率にして62.1%の減となっております。

歳出の主なものとしたしましては、公債費償還で65万9,000円となっております。これらの財源には、貸付金回収管理組合配分金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を100万円と定めたものでございます。

次に、議第25号 平成22年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は417万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、3,319万円、率にして88.8%の大幅な減となっております。

歳出の主なものとしたしましては、墓地返還に伴う償還金で178万2,000円となっております。これらの財源には、霊苑管理料などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借入の最高限度額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第26号 平成22年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,547万4,000円でございます。前年度当初予算額と比較い

たしますと、33万6,000円、率にして2.1%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、職員給与等で775万5,000円、介護認定審査会委員報酬432万円、障害程度区分判定審査会委員報酬72万円などとなっております。これらの財源には、介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第27号 平成22年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は2億9,460万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、3,160万円、率にして12.0%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で2億8,860万8,000円となっております。これらの財源には、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

最後に、議第28号 平成22年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、平成22年度の業務予定量といたしまして、給水戸数は1万3,020戸、年間総配水量は510万2,000立米を予定いたしております。

収益的収入は7億5,774万5,000円、収益的支出は7億2,912万5,000円でございます。支出の主な内容につきましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で3億5,045万6,000円、総係費で9,433万5,000円、減価償却費で1億6,359万円などとなっております。

次に、資本的収入は5,584万6,000円、資本的支出は2億4,961万9,000円でございます。不足する1億9,377万3,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補てんを予定いたしております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

下村議長 これより質疑に入りますが、本11議案については、一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第18号から議第28号までの11議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第18号から議第28号までの11議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。なお、会議は午後2時30分から開催いたします。

休 憩 午後0時27分

再 開 午後2時31分

下村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項

の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長に赤井佐太郎君、同じく副委員長に南要君。

以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、お手元の日程表のとおり、3月23日、24日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、9日午前9時30分から総務文教常任委員会、10日午前9時30分から民生水道常任委員会、11日午前9時30分から都市産業常任委員会、12日、15日、16日午前9時30分から予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしく願います。

皆さん方には早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時33分